

「地域密着型通所介護」 重要事項説明書

◆◆目次◆◆

| | | |
|-----|-----------------------------|---|
| 1. | 事業者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 3 |
| 2. | 事業所の概要・・・・・・・・・・・・・・・・ | 3 |
| 3. | 当事業所が提供するサービスと利用料金・・・・・・・・ | 4 |
| 4. | サービス利用に当たっての留意事項・・・・・・・・ | 6 |
| 5. | 衛生管理等・・・・・・・・・・・・・・・・ | 6 |
| 6. | 非常災害対策・・・・・・・・・・・・・・・・ | 6 |
| 7. | 緊急時の対応・・・・・・・・・・・・・・・・ | 6 |
| 8. | 事故発生時の対応・・・・・・・・・・・・・・・・ | 6 |
| 9. | 守秘義務に関する対策・・・・・・・・・・・・・・・・ | 7 |
| 10. | ご利用者の尊重・・・・・・・・・・・・・・・・ | 7 |
| 11. | 身体拘束の禁止・・・・・・・・・・・・・・・・ | 7 |
| 12. | 虐待防止について・・・・・・・・・・・・・・・・ | 7 |
| 13. | 業務継続計画・・・・・・・・・・・・・・・・ | 7 |
| 14. | 苦情相談窓口・・・・・・・・・・・・・・・・ | 8 |
| 15. | 損害賠償について・・・・・・・・・・・・・・・・ | 8 |

社会福祉法人真庭市社会福祉協議会
真庭市社協通所介護湯原事業所

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人真庭市社会福祉協議会
(2) 法人所在地 岡山県真庭市久世2928番地
(3) 代表者氏名 会長 三 船 昌 行
(4) 設立年月日 平成17年4月1日
(5) 電話番号 (0867) 42-1005

2. 事業所の内容

- (1) 事業所の種類 地域密着型通所介護事業所
平成17年4月1日指定【事業所番号 第 3373400971 号】
(2) 事業所名称 真庭市社協通所介護湯原事業所
(3) 所在地 真庭市下湯原47番地
(4) 電話番号 (0867) 62-7111
(5) FAX番号 (0867) 62-3181
(6) 管理者の氏名 押 目 和 枝
(7) 事業の目的と運営方針

要介護状態にある方に対し、適正な通所介護を提供することにより要介護状態の維持・改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。

事業者は、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上のお世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上のお世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行います。

通所介護事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

事業者は、自らその提供する通所介護事業の質の評価を行い、常にその改善を図ります。

- (8) サービス提供地域 真庭市

(9) 事業所の従業者体制

| 職 種 | 職務の内容 | 常勤 | 非常勤 | 合計 |
|---------------------|----------------------------|----|-----|----|
| 管理者 | 業務の一元的な管理 | 1 | | 1 |
| 生活相談員 | 生活相談及び指導 | 1 | 2 | 3 |
| 看護職員 | 心身の健康管理、機能のチェック及び指導、保健衛生管理 | 0 | 3 | 3 |
| 介護職員 | 介護業務 | 1 | 2 | 3 |
| 機能訓練指導員 (看護職員兼務) | 身体機能の向上・健康維持のための指導 | 0 | 3 | 3 |

(10) 定員及びサービス提供時間帯

定員 15名

営業日 祝日法に定める休日を除く月曜日から土曜日
(12月29日から1月3日を除く)

サービス提供時間 10:00～15:30

3. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|--|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合 (2) 利用料金の全額をご利用者に負担いただく場合。 |
|--|

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、介護保険負担割合証に記載された割合にてお支払いいただきます。

〈サービスの概要〉

- ①送迎 送迎車により、事業所と自宅との間を行います。
通常の事業の実施地域を越えた地点から1kmごと30円
- ②食事 栄養並びにご利用者の身体状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
自力で食事を摂ることが困難である方には食事介助を行います。
- ③健康状態確認
血圧、体温等の健康チェックを行います。
- ④入浴介助 見守りや直接介助により、入浴又は清拭等を行います。
寝たきり状態の方でも機械浴槽を使用して入浴することができます。
- ⑤アクティビティ活動
軽易なゲーム、リハビリ体操、レクリエーション等を行い、活動時間の増加を目指します。
適度な運動を行い、身体機能等の低下予防を目指します。
- ⑥生活相談 事業者の従業者はもとより、関係機関等と連絡調整し生活の向上を目指します。
- ⑦排泄介助 排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活かした援助を行います。
- ⑧その他 サービスを提供した際には、あらかじめ定めた書面に必要事項を記入し、必要により利用者の確認を受けます。また記録は適正に保管し、ご利用者の求めに応じて閲覧に供し、又は実費負担によりその写しを交付します。

〈サービス利用料金（1回あたり）負担割合が1割の場合〉

| 基本料金 | 要介護1 | 要介護2 | 要介護3 | 要介護4 | 要介護5 |
|-------|------|------|------|--------|--------|
| 1日につき | 657円 | 776円 | 896円 | 1,013円 | 1,134円 |

介護保険負担割合証の「利用者負担の割合」欄に記載された割合分の金額となります。

※加算料金等

| | | | |
|----------------|---------------------------------------|------|-----|
| 入浴加算(Ⅰ) | 1回につき | 40単位 | 40円 |
| サービス提供体制加算(Ⅱ) | (介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が50%以上) | | |
| | 1回につき | 18単位 | 18円 |
| 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) | (所定単位数にサービス別加算率(通所介護:9.0%)を乗じた単位数を算定) | | |

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担になります。

〈サービスの概要と料金〉

① 介護給付費の支給限度額を超える地域密着型通所介護サービスの利用

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、サービス利用料金の全額がご利用者の負担となります。

② 食事の提供にかかる費用

ご利用者に提供する食事の材料費や調理にかかる費用です。

| | |
|-------|------|
| 1食あたり | 620円 |
| おやつ代 | 80円 |

③おむつ代 実費

④日常生活費 実費

⑤複写物 1枚につき 30円

□利用料のお支払い方法

料金・費用は、次のとおりお支払いください。

1月ごとに計算し、毎月15日までに前月分の請求をいたしますので、末日までに以下の方法でお支払いください。(1月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

ア. 金融機関口座からの自動引き落とし

〔ご利用できる金融機関〕 ・中国銀行 ・JA 晴れの国岡山 ・ゆうちょ銀行

イ. 現金支払い 真庭市社会福祉協議会各事業所

ウ. 振り込み 手数料は利用者負担

□キャンセル料

- (1) サービス提供をキャンセルし、又は中断する場合は、事前に居宅介護支援専門員、生活相談員までご連絡ください。
- (2) サービス提供をキャンセルの場合、キャンセル料は必要ありません。

4. サービス利用に当たっての留意事項

- (1) ご利用者又はその家族は、体調の変化があった際には事業所の従業者にご一報ください。
- (2) ご利用者は、事業所内の機械及び器具を使用される際、必ず従業者に声をかけてください。
- (3) 事業所内での金銭及び食物等のやりとりは、ご遠慮ください。
- (4) 従業者に対する贈り物や飲食のもてなしは、お受けできません。
- (5) お弁当の持ち込みはご希望により応じておりますが、持ち込まれた弁当等の管理や衛生面、及びこれに関わる事故（食中毒等）につきましては、責任を負いかねますのでご了承ください。

5. 衛生管理等

事業所は、利用者の使用する設備、コップその他の設備又は飲用する水について、衛生的な管理に努めるとともに衛生上必要な措置を講ずるものとします。

- 2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号掲げる措置を講じます。
 - (1) 事業所における感染症予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を年2回開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図ります。
 - (2) 事業所における感染症予防及びまん延防止のための指針を整備します。
 - (3) 事業所において、従業者に対し感染症予防及びまん延防止のための研修及び訓練を実施します。

6. 非常災害対策

事業所は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、防災計画に基づき、年2回利用者及び従業者等の訓練を行います。

7. 緊急時の対応

サービス提供時にご利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

8. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関等への連

絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

9. 守秘義務に関する対策

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。

また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

10. ご利用者の尊厳

ご利用者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

11. 身体拘束の禁止

原則として、ご利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

ただし、緊急やむを得ない理由により拘束せざるを得ない場合には、事前に利用者及びその家族へ十分な説明を行い、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

12. 虐待防止について

事業所は、虐待の発生又はその発生を防止するため、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的を実施します。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に報告します。

13. 業務継続計画

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対しサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を実施します。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

14. 苦情相談窓口

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で受け付けます。

| | | |
|--------------------|----------|----------------|
| 真庭市社協 通所介護湯原事業所 | 所在地 | 岡山県真庭市下湯原47番地 |
| | 電話番号 | (0867) 62-7111 |
| | F A X | (0867) 62-3181 |
| | 受付時間 | 平日8:30~17:15 |
| | 苦情受付 管理者 | 押目和枝 |

※ご意見箱（苦情受付）を真庭市社会福祉協議会湯原支所（湯原保健福祉センター）玄関に設置しています。

公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

| | | |
|-------------|-------|----------------|
| 真庭市役所高齢者支援課 | 所在地 | 岡山県真庭市久世2927-2 |
| | 電話番号 | (0867) 42-1074 |
| | F A X | (0867) 42-1390 |
| | 受付時間 | 平日8:30~17:15 |
| 国民健康保険団体連合会 | 所在地 | 岡山市北区桑田町17-5 |
| | 電話番号 | (086) 223-8811 |
| | F A X | (086) 223-9109 |
| | 受付時間 | 平日9:00~17:00 |

15. 損害賠償について

当事業所において、事業所の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、ご利用者に故意又は過失が認められた場合には、ご利用者の置かれた心身の状況等を勘案して減額するのが相当と認められた場合には、事業者の損害賠償責任を減じさせていただきます。

令和 年 月 日

地域密着型通所介護サービスの開始に際し、本書面に基づいて重要事項の説明を行いました。

真庭市社協通所介護湯原事業所

説明者職名

氏名

印

私は、本書面を受け取り、これに基づいて事業者から重要事項の説明を受け、地域密着型通所介護サービスの提供開始に同意しました。

個人情報使用同意書

①使用目的

事業者が介護保険法に関する法令に従い、利用者のための通所介護サービス計画に沿って円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議や他事業所との連絡調整等において必要な場合使用する。

②使用条件

個人情報の提供は、上記の目的の範囲内で必要最小限とし、情報提供にあたっては、関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払い、個人情報を使用した会議、相手方、内容等の経過を記録しておく。

以上のことを条件に個人情報を使用することに同意します。

また、家族の情報についても必要時には情報提供を行うことに同意します。

<利用者>

住所 岡山県真庭市

氏名

印

<利用者代理人>

住所

氏名

印（続柄 ）

※この重要事項説明書は、厚生省令第38号（平成11年3月31日）第4条の規定に基づき、利用申込者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。